

福祉用具サービス計画 をきっかけに専門職化 の仕組みづくり始動



一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協会
理事長
岩元 文雄
(ふくせん)

岩元 文雄

平成24年度の経過措置が終了し、この4月から改正指定基準(注1)に基づく「福祉用具サービス計画」の義務化が本格実施されました。本会では、2009年から「福祉用具個別援助計画」を世に示し、この普及啓発に努めると共に、制度への明確な位置付けを固に求めてきました。今回の義務化で、この努力が良い形で報われたことになりましたが、義務化後1年を経過して課題も明らかになりました。昨年度の公費助成(注2)の調査研究結果では、「福祉用具サービス計画の記載方法が定まっていない」「情報収集とアセスメントの基本プロセスが確立されていない」などの問題が浮きぼりとなりました。本会では今年度の調査研究で、この課題解決に向けて、福祉用具専門相談員が参考とすべき「ガイドライン」を策定し、計画の作成水準の向上と適切な実行能力の確保を図りたいと考えています。

一方、初任者が、当該計画の基本事項を習得したうえで着任する業務の質も上がるし、何よりその後の教育研修の効率化、計画の質の向上も望めると思っています。現在、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムには、福祉用具サービス計画等が反映されていないので、カリキュラム改定に向けた基礎情報収集の働きかけを行いたいと考えています。福祉用具専門相談員は、介護支援専門員のような資格要件や、試験の合格要件もなく、40時間の講習修了をもって資格取得ができます。従って、個人が専門性を獲得するには、業務に就いてからの学習をいかに計画的、継続的に行う、必要な知識・技術を習得していくか、これが課題となります。10月1日からスタートする、本会「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、この個人の学習のうち、外部研修による自己研鑽を評価し、更新スキルアップを促すと共に、この情報を公表することで、利用者等のサービス選択を支援する仕組みです。福祉用具専門相談員の専門職化に向けた仕組みが整う一方、福祉用具を取り巻く制度・政策の動向も変化の時期を迎えました。

た。社会保険制度改革国民会議は8月6日、首相に最終報告書を提出。軽度者は保険給付から外して、市町村の「地域包括推進事業(仮称)」に移管する方向性を示しています。具体策は、介護保険部会の今後の検討によりありますが、市町村の事業になると「軽度者の例外給付」が、制度上維持できない可能性もあります。軽度者でも福祉用具を使う事で状態の維持・改善、自立支援につながることから、制度への明確な位置づけが望まれます。

介護保険制度の見直し作業が本格化する中、福祉用具専門相談員の立場を将来にわたって盤石なものにするためにも、研修ポイント制度等を通じて、自らスキルアップに努めると共に、この取り組みを内外にアピールしなければなりません。多くの方のご参加をお待ちしています。

(注1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ほか
(注2) 厚生労働省、老人保健健康増進等事業

「福祉用具サービス計画」の義務化が本格実施 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 軽度者でも福祉用具で状態の維持・改善、自立支援につながる



研修ポイント制度説明会(7月22日)